

4月1日から市の組織が変わります

問合せ／秘書政策課 内線2215

市では、複雑・多様化する行政需要に対応するため、4月1日から組織が変わります。

担当事務	改正前	改正後
市の主要政策に関すること	新設	市長公室
公共施設マネジメントに関すること	新設	公共施設マネジメント推進室
ICT戦略に関すること	新設	ICT戦略室
総合的な福祉相談に関すること	新設	基幹福祉相談センター
人事、情報政策、文書管理、財産管理等に関すること	企画部	総合行政部
地域福祉施策や高齢者福祉施策に関すること	健康福祉部	福祉部
子育て施策や健康づくり施策に関すること	健康福祉部	子ども・健康部
人権施策に関すること	企画部 市政情報課 (人権推進室)	市長公室 秘書政策課 (人権推進室)
庁舎の管理に関すること	総務部 新庁舎建設推進室	総合行政部 行政管理課
シティプロモーションに関すること	市民生活部 産業観光課	総合行政部 市政情報課
	総務部 総務課	総合行政部 行政管理課
	健康福祉部 福祉課 (地域共生社会の推進、障がい者福祉など)	福祉部 共生社会推進課
課名変更	健康福祉部 福祉課 (民生委員、保護司、生活保護など)	福祉部 生活援護課
	健康福祉部 子ども家庭課 (児童福祉、児童手当、子ども医療など)	子ども・健康部 子ども支援課
	健康福祉部 子ども家庭課 (保育園、学童保育など)	子ども・健康部 保育課

国民健康保険の異動届出は14日以内に

問合せ／保険年金課 内線2462

国民健康保険の加入や資格がなくなる場合には届出が必要です。加入の届出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めたり、医療費を一時的に全額自己負担することがあります。また、資格がなくなってからは、国民健康保険被保険者証は使えません。早めに手続きをお願いします。

	手続きが必要となるケース	持参するもの
国保に入るとき	転入したとき	・ 転出証明書(国保加入者であったことがわかるもの)
	会社などをやめたとき(社会保険、共済組合などの加入者及び扶養でなくなったとき)	・ 喪失年月日が記載されている証明書 ・ 本人確認できるもの(顔写真付の官公庁発行のもの)
	子どもが産まれたとき	・ 被保険者証 ・ 出産育児一時金の振込先金融機関の口座番号など
	生活保護を受けなくなったとき	・ 生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	転出したとき	・ 被保険者証
	会社などに就職したとき(社会保険、共済組合などの加入者及び扶養になったとき)	・ 被保険者証 ・ 社会保険、共済組合などの被保険者証
	死亡したとき	・ 被保険者証 ・ 葬祭費の振込先金融機関の口座番号など ・ 葬儀費用の領収書
	生活保護を受けるようになったとき	・ 被保険者証 ・ 生活保護開始決定通知書
そのほか	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・ 被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	・ 本人確認できるもの(顔写真付の官公庁発行のもの)
	汚れたり、破損して被保険者証が使えなくなったとき	・ 使えなくなった被保険者証 ・ 本人確認できるもの(顔写真付の官公庁発行のもの)
	修学のため、被保険者が他市町村へ転出するとき	・ 在学証明書または学生証、転出先地の住民票